

第八十三号議案

江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者を次のように指定する。

名 称		所在地	管 理 者	指 定 の 期 間
江戸川区篠崎公益複合施設 江戸川区立篠崎図書館 江戸川区立篠崎子ども図書館		江戸川区一之江八丁目四番三号 文京区大塚三丁目四番七号 中央区日本橋三丁目四番一〇号	篠崎SAパブリックサービス 構成員（代表者） スターツアメニティー株式会社 代表取締役 大槻 三雄 構成員 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子 構成員 スターツファシリティーサー ビス株式会社 代表取締役 河野 一孝	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。